

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本 集会室利用規則

ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人管理規約（以下「管理規約」という。）第18条に基づき、次の通りワコーレ・ロイヤルガーデン北本集会室利用規則（以下「利用規則」という。）を定める。

（利用目的）

第 1 条 集会室は、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本（以下「本団地」という。）の良好な居住環境の維持及び共有物の管理保存運営に関する諸事項を協議する場合、又は本団地内の居住者相互間の親睦並びに利便を図ることを目的としてこれを利用する。思想活動及びそれらに類似するもの、又は居住環境を阻害する恐れのあるものは利用を禁止する。

（管理運営）

第 2 条 集会室の管理者は、ワコーレ・ロイヤルガーデン北本団地管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）とする。ただし、その業務の全て又は一部を管理規約第36条に定める第三者に委託し代理させることができる。

（利用上の原則）

第 3 条 集会室は、営利目的・非営利目的を問わず、且つ本団地の居住者・非居住者を問わず利用を認めるものとする。

（利用時間）

第 4 条 集会室の利用時間は原則として午前9時から午後9時までとする。

（利用料）

第 5 条 利用料は別紙第1の集会室利用料金表に定めるものとする。

（利用料の免除）

第 6 条 前条に拘わらず、次の各項に該当する場合は申請により利用料を免除するものとする。

- (1) 管理組合法人の業務目的に利用する場合
- (2) 本団地の自治会及びその関連組織がその業務、又は活動目的に利用する場合
- (3) 本団地を学区とする公立学校の関係者がその学校に関する活動のために利用する場合
- (4) 雨天等の悪天候により、幼年者の遊び場として集会室を開放する場合
- (5) 管理規約第90条第八号の規定により北本市からの申し出があった場合
- (6) その他、管理者が認めた場合

（葬儀目的利用の特例）

- 第 7 条 団地建物所有者、又は居住者が死亡した場合の葬儀、或いは団地建物所有者、又は居住者が非営利で運営する葬儀のための利用申込があったときは、管理規約第90条第八号の規定により北本市が利用を予定している場合を除いて、管理者は他の利用に優先して利用を認めるものとする。既に他の利用の申込がある場合であってもその申込者に対して利用中止の申し入れをすることができる。
- 2 葬儀目的の利用の場合、利用規則第 4 条の規定に拘わらず、午前 9 時 00 分から翌日午前 9 時 00 分までの利用も認める。又、全館貸切を原則とする。
- 3 第 1 項で定めた葬儀目的による利用の場合、利用規則第 5 条及び集会室利用料金表に拘わらず、全館貸切料金を 24 時間以内の利用で 20,000 円、以降 1 時間毎に 1,000 円の延長料金を徴収する。ただし、葬儀業者の名義で利用申込があった場合、又は営利目的の利用と判断できる場合の料金は、集会室利用料金表に基づき計算をする。この場合、午後 9 時 00 分から翌日午前 9 時 00 分までは夜間料金を適用する。

（休館日）

- 第 8 条 集会室の休館日は、年末年始（12月30日から翌年 1 月 3 日まで）とする。

（利用申込）

- 第 9 条 利用申込の受付は、利用予定日の 1 か月前から先着順とする。

（利用時及び終了時の確認）

- 第 10 条 利用責任者は、利用に際して管理事務所において使用許可の確認をおこなうこと。又、終了時には管理事務所へ立ち寄りその旨を報告し、所定の利用料を納入すること。

（管理上の注意事項）

- 第 11 条 管理者は、集会室の利用者に対し、他の利用者に迷惑を及ぼさないよう注意し、遵守しない利用責任者又は利用者に対して、集会室の利用を制限・中止させ、以後の利用を承認しないことができる。

（原状回復義務）

- 第 12 条 集会室の利用者が故意又は過失により、施設又はその設備を損傷した場合は、利用者の負担において修復し、又は修復に要した費用を利用者に負担させるものとする。

（規定外事項）

- 第 13 条 利用規則に定めのない事項については、管理者の指示に従うものとする。

（利用規則の改廃）

- 第 14 条 利用規則の改廃は、管理規約第45条第 2 項に定める団地総会に

において出席組合員の議決権の過半数で決するものとする。

(附 則)

- 第 1 条 この利用規則は、平成10年11月15日の平成10年度臨時総会（団地管理組合法人設立総会）において承認された時点より効力を発するものとする。
- 2 この利用規則は、平成16年9月26日の平成15年度（第13回）定期総会において一部改正し、同日より施行した。
- (1)管理規約の改正に伴う引用条項の整合
 - (2)用語及び表記の統一並びに条文の一部追加又は削除及び誤植の修正

別紙第 1

集会室利用料金表

(1) 非営利目的

施設内容	床面積(m ²)	居住者個人・団体		非居住者個人・団体	
		昼間料金	夜間料金	昼間料金	夜間料金
洋間	192.60m ²	1,500円	1,800円	2,000円	2,400円
和室 1	11.07m ²	100円	120円	200円	240円
和室 2	14.76m ²	150円	180円	300円	360円
茶室・水屋	16.12m ²	150円	180円	350円	420円

(2) 営利目的

施設内容	床面積(m ²)	居住者個人・団体		非居住者個人・団体	
		昼間料金	夜間料金	昼間料金	夜間料金
洋間	192.60m ²	3,750円	4,500円	5,000円	6,000円
和室 1	11.07m ²	200円	240円	400円	480円
和室 2	14.76m ²	250円	300円	500円	600円
茶室・水屋	16.12m ²	300円	360円	600円	720円

※利用料金は1時間を単位とし、短時間の利用であっても料金の精算は行わないものとする。

※上記記載の「洋間」の利用料金は1区画で利用する場合（全室利用）の料金とする。2区画に区分して1区画のみを利用する場合（半室利用）の利用料金は全室利用の半額とする。

※利用時間は午前9時から同日の午後9時までとする。「昼間」とは午前9時から午後3時までとし、「夜間」とは午後3時から午後9時までとする。